平成２２年（フ）第１５９４号
広島市西区井口２丁目23番５号、申立時の住所広島県廿日市市地御前２丁目14番21号
破産者　材木　利之
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３９号
北海道紋別郡滝上町字サクルー原野基線14番地
破産者　大原　孝司
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１６号
北海道天塩郡遠別町字啓明51番地
破産者　山口　勝子
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７７号
北海道旭川市東旭川南２条６丁目２番１―405号　市住1405号
破産者　草薙登代司
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４５号
北海道根室市弥生町２丁目16番地２、開始決定時の住所釧路市昭和中央３丁目27番８号
破産者　出島　正洋
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２９９号
盛岡市東松園１丁目29番４―304号
破産者　大塚　眞一
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３２０号
秋田県男鹿市脇本脇本字前野73番地９
破産者　鎌田　制作
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０号
秋田県大仙市大曲日の出町１丁目11番23号
破産者　福田　千晴
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第２０３６号
横浜市港南区上大岡西２丁目14番12―109号
破産者　齋藤　　英（旧姓中坂）
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３３９号
横浜市鶴見区浜町２丁目10番地１
破産者　末永　　節
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３６８号
横浜市青葉区桂台２丁目18番地４　第２みどりハイツ203
破産者　山田　公夫
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４０９号
川崎市川崎区境町14番７号
破産者　藤井　良子
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４５８号
川崎市高津区末長189番地　サンライズ梶ケ谷105、開始決定時の住所川崎市宮前区野川789番地１　ベルメゾン宮前ビュースクエア310
破産者　平松　　淳
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６０２号
石川県河北郡津幡町字太田は51番地１
破産者　大高　正司
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３８４号
金沢市有松２丁目８番７号　パールハイム有松102、従前の住所金沢市割出町424―１メゾン・ベルセゾン割出106号、従前々の住所石川県加賀市山代温泉北部３丁目141番地２
破産者　平田　　貢
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第７２号
石川県加賀市大聖寺上福田町ヌ40番地の４
破産者　西出商店こと　西出　正男
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第９２号
長野県中野市大字吉田736番地５　グリーンハイム土屋11号
破産者　小川けさ代
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２７号
長野市大字若槻東条1210番地71
破産者　齋藤　悦子
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７５号
静岡県磐田市豊浜中野1226番地１
破産者　加藤千代子
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係